

規制改革会議重点事項推進委員会 ご質問事項への回答（抄）

平成20年10月7日

厚生労働省

（3）対面を原則とすることの法的解釈について

①「対面」の具体的内容及び原則とする理由

回答：

「対面」とは専門家が購入者と直接顔を合わせることを求めるものであり、「対面」による適切な情報提供や適切な相談応需を通じて、購入者側の状態を的確に把握するとともに、購入者と専門家との間で円滑な意思疎通を図ることが、医薬品の安全性と効能を確保し、購入者に安心と安全を提供していくために必要不可欠と考えている。